

市営墓地使用者募集要領

鳥取市市民生活部 環境局
生活環境課
(☎ 0857-30-8083)

1 募集する墓地、区画等

名称：第二いなば墓苑（鳥取市古郡家）

区画数：1, 177区画

1区画の面積、 寸法	使用料 (1㎡あたり109,000円)	募集区画数	該当ブロック
3.0㎡ (1.5m×2.0m)	327,000円	400区画	I、J
5.0㎡ (2.0m×2.5m)	545,000円	777区画	K、L

2 申込期間〔受付時間 8:30～17:00 土日、祝日を除く〕

空き区画の中から、随時先着順にて受付します。

3 申込方法

(1) 現地を確認のうえ、別紙「墓地使用許可申請書」を提出してください。

- ・申請者は鳥取市に住民票がある方に限ります。
- ・既に第二いなば墓苑の別の区画で使用許可を受けている方は申込みできません。
- ・原則として、1世帯1区画しか申請できません。

4 区画決定後の手続き

- ① 使用区画決定後、使用料の納付書を送付しますので、納期限までに金融機関窓口にて一括でお支払いください。
- ② 入金確認後、「墓地使用許可書」を郵送します。これ以降、工事等が可能です（工事前に生活環境課へ連絡してください）。

5 注意事項（重要）

① 墓地の使用許可は「分譲」や「売買」ではありません。墓石等を建立しないまま事情により返還されることとなっても、使用料はお返ししませんのでご注意ください。

ただし、例外的に下記の場合のみ使用料をお返しします。

※既に納付した使用料を還付する場合

使用日数	還付の額	その他
30日以内	使用料の90%以内	・使用許可を受けた日の属する年度内に返還する場合に限る ・区画内が更地(墓石等がない状態)である場合に限る
180日以内	〃 60% 〃	
365日以内	〃 30% 〃	

- ② 使用期間の終期はありません（いわゆる永代使用です）。ただし、除草など区画内の管理が適切に行われ、使用権の承継などの手続きがきちんとなされている必要があります。

【必要となる主な手続き】

区 分	必要な手続き	備考
納骨するとき	埋火葬許可証(火葬許可書)を提出 改葬許可証を提出(他の墓地等から移す場合)	
使用者の住所等に変更があるとき	「墓地使用者住所・氏名変更届」を提出	
使用者の死亡等で権利を承継するとき	「墓地使用权承継届」を提出	祭祀を主宰すべき者であることを証明する書類が必要となる場合有
使用者が市外へ転出するとき	「墓地管理人設置届」を提出	
改装等により使用しなくなったとき	「墓地返還届」を提出	更地にして返還

※上記手続きの際、使用許可書が必要となる場合がありますので、使用許可書は大切に保管してください。

- ③ 墓地区画を第三者に転貸あるいは譲渡することはできません。このような行為を確認した場合は使用許可を取り消します。
- ④ 次の場合には使用権が消滅します。また、墓石等を市で移転し、焼骨は改葬します。
- ・ 使用者が死亡し、相続人または親族もしくは縁故者等祭祀を主宰する者がいないとき。
 - ・ 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。
- ⑤ 既に使用許可を受けた区画を新たな区画に変更することはできません。すでに許可を受けた区画を返還すれば新たに申し込むことはできますが、納付済みの使用料は返還しません。
- ⑥ 墓石等の高さは次のとおりとしてください。また工事前に生活環境課へご連絡ください。
- ・ 墓碑およびこれに類する設備等の高さ … 墓地面から 3 m以内
 - ・ 囲障の高さ … // 50 cm以内
- ⑦ 供え物、花などのごみは、持ち帰るか、分別して墓苑内のごみ集積場まで運んでください。捨てる際は、袋に入れてください。
- ⑧ 現状での引き渡しになります。施設、または既に完成した構造等に変更はありませんので、現地をよく確認した後、ご納得いただいたうえで申請してください。
- (区画によっては、間口、奥行きに1 cmから2 cm程度の差異がある場合がありますが、使用料の増額・減額ははありません。)
- ⑨ その他、鳥取市墓地条例および鳥取市墓地条例施行規則を遵守してください。

6 今回の募集の流れ

